

文部科学省委託事業「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」

地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

実施報告書

令和4年度

宮崎県教育委員会

令和4年度 共生社会の実現に向けた生涯学習支援に係る実践研究事業



目次

I 事業概要

1 障がい者の生涯学習をめぐる社会情勢の変化（国）	1
2 障がい者の生涯学習に関する現状と課題（国）	1
3 「障がい者の生涯学習」の推進方策について（国）	2
4 令和4年度 文部科学省委託事業の概要（国）	3
5 令和4年度 宮崎県の事業概要	4

II コンソーシアムの形成

1 コンソーシアム連携協議会の設置	5
2 コンソーシアム連携協議会の実施	5
3 各会の協議の記録	6

III 実践研究

○ 実践研究団体

1 特定非営利活動法人 障害者自立応援センターYAH!DO みやざき	20
2 霧島おむすび自然学校	22
3 日向市地域福祉コーディネーター連絡会	26

○ 取組推進校

1 宮崎県立児湯るぴなす支援学校	28
2 宮崎県立延岡しろやま支援学校高千穂校	30

IV 普及啓発・情報提供

1 「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」（国の資料）	35
2 ホームページへの情報掲載	49
3 メディアを活用した本事業の広報	50

V 成果と課題

1 成果	53
2 課題	53
3 次年度に向けて	54

I 事業概要

〔国及び県の事業概要〕



1 障がい者の生涯学習をめぐる社会情勢の変化（国）

障害者の生涯学習をめぐる社会情勢の変化

平成26年 「障害者権利条約」批准

→ 第24条「生涯学習の機会の確保」

平成28年 「障害者差別解消法」の施行

→ 国・自治体における合理的配慮の義務化

平成29年4月

大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」

平成29年度

生涯学習政策局（現 総合教育政策局）に

「障害者学習支援推進室」を新設

2 障がい者の生涯学習に関する現状と課題（国）

障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約**2.2%**
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約**0.5%**に留まる
→ 「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約**92%**の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む

障害者本人の意識、ニーズ ※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

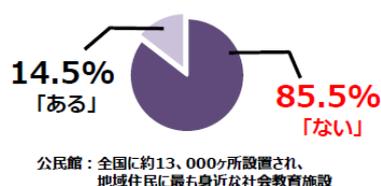
- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 → **81.1%**
一方で… 「一緒に学習する友人、仲間がいない」 → **71.7%**
「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 → **66.3%**
「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 → **67.2%**

- 課題**
- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も学び続けることができる生涯学習機会が重要
 - ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が14.5%に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
 - ③ 先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から取組の持続性や成果の波及力に課題がある

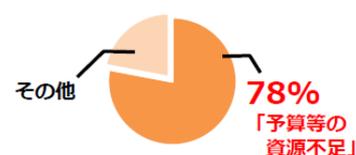
対応

- ・ 地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する
- ・ 発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】 ※平成30年度調査研究より



【障害者の学びの支援を継続させるための課題】 ※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出（民間団体等）



【アンケート回答の一例】
人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

<関連する他の施策・事業について>

- 【厚生労働省】
 - ・ 障害福祉サービス等
- 【文化庁】
 - ・ 障害者芸術文化活動普及支援事業
 - 【スポーツ庁】
 - ・ 障害者スポーツ推進プロジェクト 等

3 「障がい者の生涯学習」の推進方策について（国）

「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」報告（平成31年3月）では、「障害者の生涯学習の推進」に関する基本的な考え方や具体的な方策がまとめられている。

有識者会議最終報告のポイント

「障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」平成31年3月

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず**共に学び、生きる共生社会の実現**
- **障害者の主体的な学び**の重視、個性や得意分野を生かした**社会参加の実現**

取り組むべき施策

- ① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行**
 - ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
 - ・学校で作成する個別的教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用
- ② 多様な学びの場づくり**
 - ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施
- ③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化**
 - ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
 - ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進
- ④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備**
 - ・障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要があるため、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信
 - ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
 - ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」議論のまとめ（報告）（令和4年3月）では、障がい者の生涯学習を担う人材の在り方についてまとめられている。

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 議論のまとめ（R4.3.25）概要

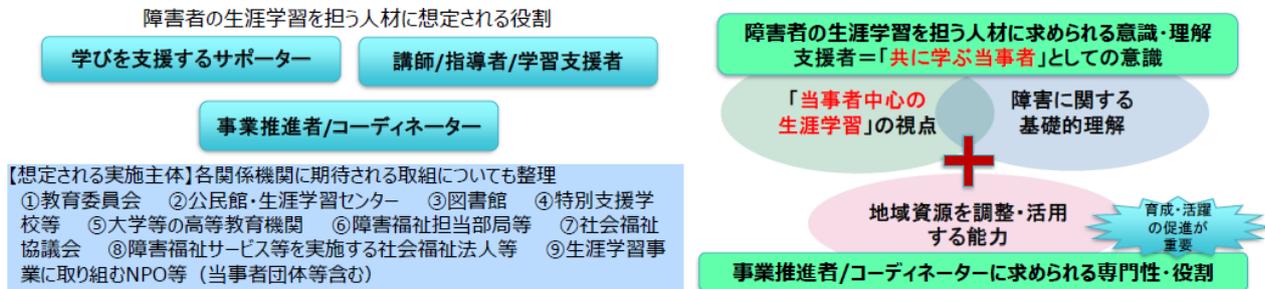


- 現状と課題**
- ✓ 文部科学省では「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を目指して障害者の生涯学習環境の整備等を実施。
 - ✓ 我が国全体の高等教育機関への進学率が8割を超える中、障害者の進学率は約2.2%（知的障害者に限れば約0.5%）に留まる。
 - ✓ 障害者の学習ニーズに対して、提供される生涯学習の場やプログラムの量・質ともに不十分な状況で、特にノウハウや経験を有する人材が不足。

検討事項 今後、障害者の生涯学習を推進するために必要な、（1）新たな取組を開始するにあたり必要な視点や手法、（2）障害者の生涯学習を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理、（3）人材を育成・確保するための方策、（4）我が国における取組を更に展開・発展させていくために考えられる方策について検討整理。

1. 「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」の作成

2. 障害者の生涯学習推進を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理



3. 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活躍を促進するための方策

① 障害者の生涯学習の研修機会の充実

- 社会教育関係職員の研修の充実、調査研究等を期待

② 社会教育主事講習の学修内容の充実

- 学習課題として「障害者の生涯学習」の位置づけを検討

③ 社会教育士制度等による担い手育成

- 福祉関係者への障害者の生涯学習への理解促進・連携

④ 特別支援学校等教員に期待される役割

- 社会教育士称号取得の促進
- 在校生、卒業生等を支える地域ネットワーク形成

⑤ 大学の社会教育主事養成課程の充実

- 学生等の障害者の生涯学習活動への参加促進
- 学生が障害者と共に学ぶ機会の充実

⑥ 障害者本人が担い手になる仕組み

- 当事者も企画運営等の担い手になる仕組みづくり
- 障害者の社会教育士称号や司書資格取得を促進

4. 今後、障害者の生涯学習に関して国に求められる取組

4 令和4年度 文部科学省委託事業の概要（国）

学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業

令和4年度予算額 134百万円
 (前年度予算額 116百万円)

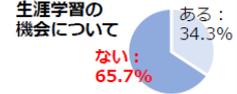


事業開始年度：平成30年度

趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。また、平成30年度の学校卒業後の学習活動に関する障害者本人へのアンケート調査では、**生涯学習の機会が不足している現状等**が示されており、特に地域における障害者の生涯学習機会の整備が求められている。

こうした現状を踏まえ、**地方公共団体が民間団体等と連携し、発達段階や障害種に応じた生涯学習プログラムや持続可能な事業実施体制等のモデル開発**を行い、成果を全国に普及していくことで、障害者の生涯学習機会の整備・充実を図る。



※平成30年度学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査

事業内容

1. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究【111百万円】委託事業

(1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築【70百万円】

- ▶ 都道府県と大学等との連携による体制整備・人材育成（10箇所）R2開始
- ◆ 都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し、支援体制を構築する。
- ◆ 学びの場の拡大に向けて**市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等**を開発・実証する。

(1)都道府県レベルのネットワーク構築 (2)(3)地域レベルの学習機会拡充

(2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進【37.5百万円】

- ▶ 市区町村による障害者を包摂する学習プログラムの開発（30箇所）R3開始
- ◆ 障害者の生涯学習のノウハウが乏しい**市区町村**が、実績のある**民間団体等と組織的に連携し**、主に**公民館等の社会教育施設**における、**障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえた、ICT等の活用や多様な体験活動を含む包摂的な生涯学習プログラム**を開発・実施し、その横展開を目指す。



※現状・課題：現在の本取組の中心は民間団体を中心である。平成30年度「障害者の生涯を通じた学習活動支援に係る実態に関するアンケート調査」では、障害者の学びの支援経験のない公民館等は85%を超える。

(3) 大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築【3百万円】

- ▶ **社会への移行期における知的障害者等を対象とした学びのモデル構築（2箇所）R4開始**
- ◆ 大学入学者選抜等によって進学が困難な障害者（特に知的障害者）が、**特別支援学校高等部等を卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラム**を大学・専門学校等が開発・実施する。

2. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究【3百万円】委託事業

- ◆ 障害者が生涯学習活動に参加する際の**阻害要因・促進要因**を発達段階や障害種に応じて把握する調査を実施する。
- ◆ ロジックモデルに基づき、**事業成果のアウトカムを適切に捕捉**する調査として実施する。（1箇所）

成果や課題を共有

3. 障害者の生涯学習に関する連絡会議の開催、普及・啓発や人材育成に向けた取組【21百万円】

- ◆ 施策の推進に向けて、各事業の計画等に**助言を行う有識者を含めた連絡会議を設置し、ネットワーク化**を図る。
- ◆ 実践研究事業等による「生涯学習プログラム」等の研究成果の普及や実践交流等を行うため、**全国をブロックに分けてコンファレンス（実践研究集会）を実施**する。
- ◆ 障害の理解促進や共生社会実現に向けて障害当事者等の参画も得て**障害理解啓発フォーラム**を実施する。



※写真：「令和元年度 共生社会コンファレンス 東海・北陸ブロック」

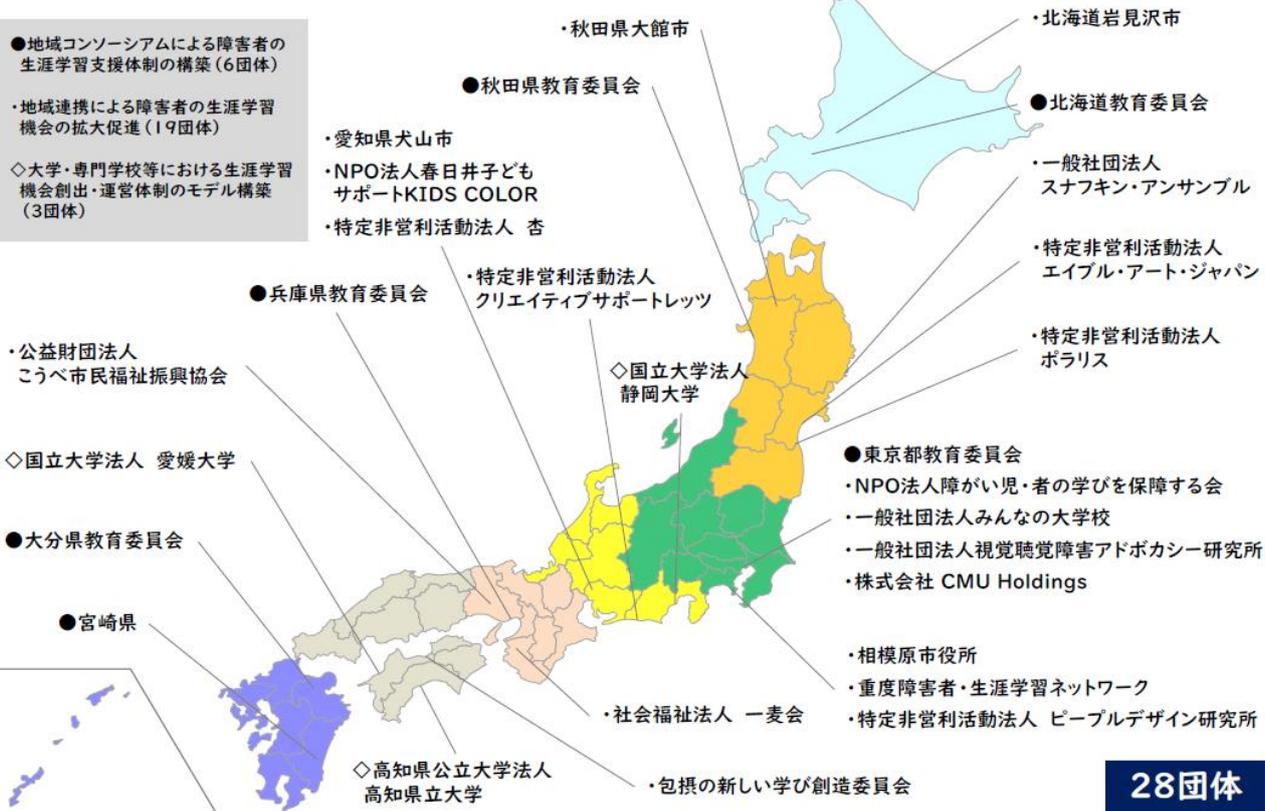
期待される成果

- ◎ 各地域で障害者の**社会参加と活躍を推進**
- ◎ 地域における**支援人材の増加と障害への理解を増進**

目指す社会

- ◎ 学校卒業後の障害者が**生涯を通じて学べる社会**
- ◎ 障害の有無に関わらず、**共に学び、生きる共生社会**

令和4年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」



28団体

5 令和4年度 宮崎県の事業概要

宮崎県では、令和2年度より文部科学省の委託事業のうち、「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究」事業を受託し、県の事業名としては「共生社会の実現に向けた生涯学習支援に係る実践研究事業」として取り組んでいる。3年目である本年度は、「コンソーシアムの形成」「実践研究」「普及啓発・情報提供」の3つの柱で取り組むこととした。

共生社会の実現に向けた生涯学習支援に係る実践研究事業 (生涯学習課・特別支援教育課)

学校卒業後の障がい者の生涯を通じた多様な学びの機会や家族・関係者を含めたつながりの場を創出・拡充し、持続可能なものとしていくため、推進体制を構築し、調査・実践研究及び普及啓発に取り組み、本県の共生社会の実現に向けた取組とする。

